

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号

法令 1 / 5

問 1 製造業の事業場における衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けなければならない。
- 3 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、常時 200 人以上の労働者を使用する事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- 5 事業者は、その事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、法令で定める項目について医師による定期健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、法令で定める健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、定期健康診断の結果に基づき、異常の所見があると診断された場合は、労働者の健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から3月以内に、医師の意見を聴かななければならない。
- 4 事業者は、定期健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、その健康診断の結果を通知しなければならない。
- 5 事業者は、定期健康診断を行ったときは、事業場の規模にかかわらず、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 3 安全衛生教育等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、原則として、その労働者に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、安全又は衛生のための特別教育を必要とする有害業務に就かせる労働者については、本人の有する知識と技能のいかんにかかわらず、法令で定める特別教育の科目のすべてについて教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、法令で定める安全又は衛生のための特別教育を行ったときは、その記録を作成し、3年間保存しておかななければならない。
- 5 建設業に属する事業の事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、原則として、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

問 4 法定の作業環境測定を行うべき屋内作業場に係る測定対象[Ⓐ]、測定頻度[Ⓑ]及び測定に関する記録の保存期間[Ⓒ]の組合せとして、法令上、誤っているものはどれか。

- | | Ⓐ | Ⓑ | Ⓒ |
|---|------------------|-----------|-----|
| 1 | 空気中のベンゾトリクロリドの濃度 | 6月以内ごとに1回 | 30年 |
| 2 | 空気中の鉛の濃度 | 6月以内ごとに1回 | 3年 |
| 3 | 空気中の石綿の濃度 | 6月以内ごとに1回 | 40年 |
| 4 | 空気中のカドミウム濃度 | 6月以内ごとに1回 | 3年 |
| 5 | 等価騒音レベル | 6月以内ごとに1回 | 3年 |

問 5 規格・検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、工業用の特定エックス線装置については、厚生労働大臣が定める規格を具備しているものでなければ、その事業場に設置してはならない。
- 2 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければならない防じんマスクを製造した者は、その型式についての検定を受けなければならない。
- 3 事業者は、空気呼吸器については、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、労働者に使用させてはならない。
- 4 事業者は、排気量が法令で定める容積以上の内燃機関を内蔵するチェーンソーについては、厚生労働大臣が定める規格を具備しているものでなければ、その事業場に設置してはならない。
- 5 事業者は、有機ガス用防毒マスクについては、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、労働者に使用させてはならない。

問 6 次の設備又は装置のうち、法令で定める定期自主検査を実施する必要のないものはどれか。

- 1 特定化学設備
- 2 セメントを袋詰めする屋内の作業箇所に設けた局所排気装置
- 3 弗化水素^{ふっ}を含有する気体を排出する製造設備の排気筒に設けた排ガス処理装置
- 4 可搬式動力工具を用いて金属の研磨作業を行う屋内作業場に設置した全体換気装置
- 5 透過写真の撮影に用いられるガンマ線照射装置

問 7 次の㊶から㊿の化学物質のうち、労働安全衛生法令上、原則として製造が禁止されているもののみの組合せは下のうちどれか。

- ㊶ ベンジジン
- ㊷ オーラミン
- ㊸ 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- ㊹ ベーターナフチルアミン
- ㊿ 四塩化炭素

- 1 ㊶ ㊷
- 2 ㊶ ㊹
- 3 ㊷ ㊹
- 4 ㊸ ㊿
- 5 ㊹ ㊿

問 8 法令により実施が義務付けられている次の作業環境測定のうち、作業環境測定士が実施しなければならないものはどれか。

- 1 エックス線による透視の作業を行う管理区域におけるエックス線の線量当量率又は線量当量の測定
- 2 硫化水素の発生のおそれのある酸素欠乏危険場所における空気中の硫化水素の濃度の測定
- 3 鋸打機^{びょう}、はつり機等、圧縮空気により駆動される機械を取り扱う業務を行う屋内作業場における騒音の測定
- 4 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務を行う作業場における空気中のダイオキシン類の濃度の測定
- 5 ベンゼンを取り扱う屋内作業場における検知管方式による空気中のベンゼンの濃度の測定

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、登録を受けた都道府県労働局長の管轄外の都道府県に所在する事業場についても作業環境測定を行うことができる。
- 2 作業環境測定機関は、指定作業場についての作業環境測定を依頼されたときは、正当な理由のある場合を除き、遅滞なく、作業環境測定を行わなければならない。
- 3 作業環境測定機関になろうとする者は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について登録を受けなければならない。
- 4 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 5 作業環境測定機関の登録を受けるためには、登録を受けようとする作業場の種類について登録を受けている第1種又は第2種作業環境測定士が置かれていなければならない。

問 10 法令により実施が義務付けられている作業環境測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 著しい騒音を発する屋内作業場における等価騒音レベルの測定は、騒音計の周波数補正回路のA特性で行わなければならない。
- 2 暑熱の屋内作業場における気温及び湿度の測定の測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央部の床上 50 cm 以上 150 cm 以下の位置に、1以上としなければならない。
- 3 著しい騒音を発する屋内作業場における等価騒音レベルの測定の測定点は、単位作業場所の床面上に 6 m 以下の等間隔で引いた縦の線と横の線の交点の床上 50 cm 以上 150 cm 以下の位置としなければならない。
- 4 石綿を取り扱う屋内作業場における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。
- 5 中央管理方式の空気調和設備を設け、事務所の用に供される建築物の室における一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率等の測定は、当該室の通常の使用時間中に行わなければならない。

問 11 法定の作業環境測定の結果の評価及びそれに基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限の値に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定点における測定値とみなす。
- 2 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の決定を行うことができる。
- 3 特定化学物質を2種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、所定の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなし、かつ管理濃度に相当する値は、1として、管理区分の決定を行う。
- 4 事業者は、第3管理区分に区分された場所については、施設の整備等、作業工程又は作業方法の改善等、作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。
- 5 事業者は、第3管理区分に区分された場所について作業環境を改善するため必要な措置を講じたときは、その効果を確認するための測定を行わなければならない。

問 12 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を1年以内ごとに1回、定期的に、統一的に行わなければならない。
- 2 事業者は、硫化水素濃度が 10 ppm を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。
- 3 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場では、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 4 m を超える高さにある空間を除き、労働者1人について 10 m³ 以上としなければならない。
- 5 事業者は、酸素濃度が 18% に満たない場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。

問 1 3 労働安全衛生関係法令で規制されている化学物質と作業環境測定基準に基づき行う作業環境測定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 塩化ビニルは、特定化学物質の第2類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 2 ベリリウムは、特定化学物質の第1類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 3 アンモニアは、特定化学物質の第3類物質であり、作業環境測定の対象物質ではない。
- 4 アルファ-ナフチルアミンは、特定化学物質の第1類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 5 クロム酸は、特定化学物質の第3類物質であり、作業環境測定の対象物質ではない。

問 1 4 地下室の内部において、第3種有機溶剤等のみを用いて洗浄作業を行う場合の措置として、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、消費する有機溶剤等が少量の場合の適用除外はないものとする。

- 1 使用している有機溶剤等の区分の色分けによる表示は、青色で行わなければならない。
- 2 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。
- 3 6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定を実施しなければならない。
- 4 当該作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤等健康診断を実施しなければならない。
- 5 有機溶剤の人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項等を、労働者が見やすい場所に掲示しなければならない。

問 1 5 鉛中毒予防規則に基づいて設置する装置又は実施する措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、所轄労働基準監督署長の許可に係る設備の特例はないものとする。

- 1 局所排気装置については、そのフードの外側における鉛の濃度を、法定の濃度を超えないものとする能力を有するものを使用しなければならない。
- 2 鉛健康診断を行ったときは、その結果に基づき鉛健康診断個人票を作成しなければならない。
- 3 局所排気装置の除じん装置は、サイクロンによる除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。
- 4 局所排気装置の定期自主検査は、原則として、1年以内ごとに1回、定期的に、実施しなければならない。
- 5 鉛業務を行う屋内作業場の床の鉛等による汚染を除去するための掃除は、毎日1回以上、真空掃除機を用いて、又は水洗によって行わなければならない。

問 1 6 電離放射線障害防止規則に基づく管理区域に関する次の記述の①及び②の に入る語句又は数値の組合せとして正しいものは下のうちどれか。

『外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が 間につき を超えるおそれのある区域』は、管理区域に該当する。」

	①	②
1	3月	1.0 mSv
2	1月	1.3 mSv
3	3月	1.3 mSv
4	1月	5.0 mSv
5	3月	5.0 mSv

問 1 7 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、アーク溶接作業を行う屋内作業場については、原則として、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場については、原則として、6月以内ごとに1回、定期的に、空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。
- 3 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、原則として、当該労働者に対し、法令で定められた特別の教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、法令に基づき特定粉じん発生源に設けたプッシュプル型換気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。
- 5 事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場については、原則として、毎週1回以上、清掃を行わなければならない。

問 1 8 事務所衛生基準規則に関する次の記述の㉑及び㉒の に入る数値の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

「事業者は、室における一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率（1気圧、25℃とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合）を、それぞれ ㉑ 以下及び ㉒ 以下としなければならない。」

- | | ㉑ | ㉒ |
|---|--------|----------|
| 1 | 10 ppm | 1000 ppm |
| 2 | 20 ppm | 1000 ppm |
| 3 | 20 ppm | 2000 ppm |
| 4 | 50 ppm | 2000 ppm |
| 5 | 50 ppm | 5000 ppm |

問 1 9 石綿障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、試験研究以外の目的で石綿等を取り扱う作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、その業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、石綿等を取り扱う作業場には、石綿等を取り扱っている作業場である旨、石綿等の人体に及ぼす作用等、所定の事項を作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 4 事業者は、石綿等を取り扱う作業場で、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止しなければならない。
- 5 事業者は、石綿等の取扱いに伴い石綿を発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、石綿健康診断を実施し、その結果を記した石綿健康診断個人票を30年間保存しなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に係る肺結核及び続発性気管支炎は、じん肺の合併症である。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1であるものについては、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2又は管理3であるものについては、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 じん肺管理区分が管理4と決定された者は、療養を要する。
- 5 事業者は、その行ったじん肺健康診断に関する記録及びエックス線写真を3年間保存しなければならない。